

成人年齢引下げ迫る！

18歳・19歳のお客様に どう対応するか

今年4月1日の成人年齢の引下げにより、金融機関の投資信託やカードローンなどの業務にどのような影響があるのか、重要なポイントを解説する。

飯山高康

01

成人年齢引下げにより 18歳・19歳でできるものが増えること

▼法律の改正により単独でできる法律行為を紹介

2

022年4月1日より「民法の一部を改正する法律」が施行される。これにより成人年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられる。

日本では約140年もの間、成人年齢は20歳とすると規定されており、これを基に社会慣行・金融慣行が成り立ってきた。それだけに今回の成人年齢引下げは、様々な分

野に影響を及ぼすといわれている。

金融実務への影響は次ページ以降で解説すると、まずは今回の民法改正でどのような点が変わるのか簡単

賃貸やローンなどの 契約が単独で可能に

成人年齢引下げは、様々な分

野に影響を及ぼすといわれている。

- ①単独でのアパートなどの賃貸契約
 - ②クレジットカードの作成・キャッシングの利用
 - ③ローン契約
- その他、10年有効のパスポートの取得や、公認会計士や司法書士、行政書士などの国家資格も取得できるようになる。

も、難しく考える必要はない。20歳以上に認められていた次のような法律行為が、18歳や19歳の人にも認められることになる。

①単独でのアパートなどの賃貸契約
②クレジットカードの作成・キャッシングの利用
③ローン契約

その他、10年有効のパスポートの取得や、公認会計士や司法書士、行政書士などの国家資格も取得できるようになる。

ただし、18歳・19歳が成人

02

〈ケース別〉成人年齢引下げで こんな申し出にどう対応するか？

▼今年4月以降、注意すべき主なケースの対処法を解説

1 ケース 親が作成した 子ども名義の預金を 18歳になった子どもが払戻しに来た



親

が子どもの名義で金融機関に預金を預入れているケースは多いだろう。

その預金を子どもが「自分の預金である」と主張して払戻しに来店したら、どう対応すればよいか。

まず金融機関の担当者は、預金もれつきとした契約であり、預金の預入れ・払戻しは「契約（法律行為）であること」を意識する必要がある。

これまでは払戻請求者が18歳・19歳の場合には未成年者として扱い、原則として「法定代理人（一般に親）」の同

意が必要であった。これは仮に未成年者が親の同意なく契約した場合、民法で規定されている「未成年者取消権」によってその契約が取り消される可能性があるからだ。

未成年者取消権は、未成年者を保護するために設けられた権利であり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしている。ただし未成年者が成年に達した場合には、親の同意がなくても自己責任で契約ができるようになり、親は未成年者取消権を行使できなくなる。



民法上は問題ないが 親の意思を確認しよう

前述のルールを踏まえると、これまでは親が預入していた預金を18歳になった子どもが払戻しに来て、親の同意が必要であると伝え断る対応が可能だった。

一方で、4月以降は、⑦民法改正で成人年齢が18歳に引き下げられ、単独での契約（預金の払戻し）が可能になったこと、④預金の払戻しは金融機関からみれば預金債務の履行であり、これに応じた

としても子どもに不利益になることは考えにくいこと——という2点から、預金の払戻しに応じることは民法上の問題はないと考えられる。

ただ、別問題として、そもそも子ども名義の預金の原資が誰にあるかという問題が残る。親が子どものためにしていた預金であるから、預金の名義が子どもであっても、預金の帰属は親にあると考えるのが一般的だ。

したがって未成年者取消権の問題とは別に、親が子どもに当該預金の払戻しについて了承しているのか、払戻手続きを委任しているのかといった「親の意思」を確認したうえで払戻しに応じたほうが、トラブルを回避するためにも有効となるであろう。

POINT

払戻しは可能だが、念のため親の同意の有無を確認するとよい